

池田市立学校への指定校変更・区域外就学について（案内）

1. 申立手続き等

本市では、住所ごとに通学区域を設定しており、以下の場合には教育委員会の許可を受ける必要があります。

- 指定校変更：池田市内から、指定校と異なる市立学校へ就学する場合
- 区域外就学：池田市外から、市立学校へ就学する場合

指定校変更または区域外就学を希望する場合、以下の要件に合致するか否かを事前に確認させていただきますので、まずは教育委員会学務課（072-754-6291 / k-gakumu@city.ikeda.osaka.jp）までご相談ください。

その後の申立手続きにつきましては、メールで電子申請フォームの URL をお送りしますので、原則ご来庁いただく必要はございません。

2. 許可要件等

	許可要件	期間	添付資料
1	小学校または義務教育学校前期課程の児童で、両親の共働き等により、自宅からの通学が当該児童の日常生活に著しく支障をきたすため、両親の勤務する事業所または親戚等の住居から通学する場合。	学年末まで （学年ごとの申立により最長卒業まで）	・両親の共働きを証明するもの ・事業所の所在地がわかるもの 又は預かる親戚等からの代理監護に関する誓約書
2	最終学年以外の学年に在籍し、学期途中で転出（転居）するが、引き続き在籍校への通学を希望する場合。	学期末まで	—
3	小学校第6学年、中学校第3学年または義務教育学校第9学年に転学の事由が生じたとき。（他要件の許可の終了を含む）	卒業まで	—
4	許可要件3により指定校変更又は区域外就学を行う兄弟と同じ学校に通う弟妹。	当該兄弟の卒業まで	—
5	年度途中に他の市町村から本市に転入するか、または市内で転居する予定にあるときで、あらかじめ転入先又は転居先の指定校への通学を希望する場合。	学年末まで（通学区域外に居住している期間）	・入居の確認ができる書類（売買契約書、工事請負契約書、賃貸借契約書など）
6	止むを得ない事情（建替え等）により一時的に住居を移転する場合で、転居後1年以内に、元の通学区域に再移転することが確定しているとき。	1年以内	・工期の確認ができる書類（工事請負契約書など）
7	調整区域（別表）に居住しており、調整学校への就学を希望する場合。	卒業まで（調整区域に居住している期間）	—

【別表】調整区域一覧

調整区域	指定校		調整校	
建石町	池田小学校	池田中学校	五月丘小学校	渋谷中学校
旭丘1丁目 旭丘2丁目	石橋小学校	石橋中学校	秦野小学校	渋谷中学校
鉢塚3丁目	緑丘小学校	渋谷中学校	石橋小学校	石橋中学校
天神1丁目	北豊島小学校	北豊島中学校	石橋小学校	石橋中学校

3. 教育的配慮を要する児童生徒に対する措置

前項の規定にかかわらず、次の内容に該当し、教育的配慮が必要と認められれば、相当期間の指定校変更または区域外就学を許可できる場合があります。希望する場合は、次の表の「事前相談先」までご相談ください。（あくまでも特例的な措置であり、事前相談は許可をお約束するものではありません。）

	教育的配慮を必要とする理由	条件	事前相談先
1	家庭事情（両親の離婚等）により、児童生徒等が心身不安定の状態にあるとき。	学校長へ事前相談のうえ、学校長と教育委員会の事前協議により必要性が認められていること。	現在通っている学校の学校長
2	学校での生活面（非行、不登校、いじめ等）への不安があるとき。	同上	
3	不慮の災害により、児童生徒等の生活に急激な変化が生じているとき。	罹災証明書等の事前確認により必要性が認められていること。	学務課 072-754-6291 k-gakumu@city.ikeda.osaka.jp
4	病弱又は肢体不自由により、指定校への就学が困難であると認められるとき。	支援教育担当課へ事前相談のうえ、関係部署間の事前協議により必要性が認められていること。	教育政策課 072-754-6294 k-seisaku@city.ikeda.osaka.jp

池田市教育委員会 管理部 学務課
TEL：072-754-6291
E-Mail：k-gakumu@city.ikeda.osaka.jp